



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	山鹿素行の『孫子諺義』について
Author(s)	張, 捷
Citation	研究論集, 12, 267(左)-287(左)
Issue Date	2012-12-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51972
Type	departmental bulletin paper
File Information	015_ZHANG J.pdf



山鹿素行の『孫子諺義』について

A Study of Yamaga Sokou's 山鹿素行 *Son-si-gen-gi* 孫子諺義

張 捷 ZHANG Jie

要 旨

山鹿素行（一六二二～一六八五）は、江戸時代初期の儒学者、兵学者であり、山鹿流兵法の開祖、古学派の先駆けである。『孫子諺義』を含む『七書諺義』は、素行の兵学思想が最も円熟した時期の著作である。本稿では、『孫子諺義』を中心資料として、素行後期の兵学思想に考察を加えた。

『孫子』の日本伝来については、『日本書記』や『三国史記』に基づいて、四〇八年以前に大陸から朝鮮半島へ伝わり、五二七年以前に朝鮮半島から日本へ伝わったという新たな仮説を提出した。『孫子』の版本には、『魏武帝注孫子』と『十一家注孫子』との二系統に分けられるが、『孫子諺義』では、『魏武帝注孫子』すなわち『武経七書』系統を利用した可能性が高い。素行は、訓詁をもって字句ごとに極めて詳細に注釈し、他学者の見解も列挙し、一定の融通性を示している。『孫子諺義』の執筆期間は一ヶ月未満であるにもかかわらず、大量の資料を引用し詳しく解説していることから、素行の博覧強記ぶりが伺える。素行の兵学思想は、「詭道」と「五事」の「道」についての解釈から見える。同じ「道」の字であるが、意味・内容が異なっており、混同しやすく、長い間兵学は儒学的観点から異端視された。素行は「詭」を奇、権、変と解釈し、「詭道」を合戦する際に敵が予想できない勝利を制する手段としている。素行の「士道論」、即ち武士の職分には『孫子』の「五事」の「道」の影響が見える。武士は君主と農工商の三民との架け橋であり、忠を尽くすことや、三民を教化することなどによって上下の心を一つにする。素行は、伝統的な奉公の忠誠心に、儒教の人倫を実践する主張と、兵学の管理の方策に加えて、新たな職分論を提出した。『孫子諺義』を完成した時期は、素行が中国の文化から離脱しようと主張した時期であるが、漢文化の影響が色濃く残っているので、晩年の著作を見ると、素行は漢文化から完全に離脱することはできなかったと言える。

はじめに

山鹿素行（一六二二～一六八五）は、江戸時代初期の儒学者、兵学者である。思想の面では『修教要録』『四書句読大全』『原源発機諺解』など、歴史の面では『中朝事実』『武家事紀』など、兵学の面では『武教全書』『武教小学』『武教本論』などを著し、博覧強記の学者であると言える。さらに兵学書において、武士の道德規範、倫理思想、日常行為、兵法修業など、生活全般について規定し、理想的な武士像を描き出し、山鹿流兵法の開祖となった。

素行の思想的変遷は、前期（修学時代～三十五歳）・中期（三十六歳～四十六歳）・後期（四十七歳～晩年）の三期に分けることができるが¹、前期の兵学に関する著作、例えば『武教小学』などは、三十五歳の時に出版されている。後期の兵学に関する著作は『孫子諺義』を含む『七書諺義』だけであり、従来、『孫子諺義』に関する研究はほとんどなされていない。

素行は寛文十三年（一六七三）五十二歳の時に『七書諺義』を著した。『七書諺義』とは、代表的な七種の中国古代の兵学書、『孫子』『呉子』『六韜』『司馬法』『三略』『尉繚子』『李衛公問对』に関する注釈書であり、『孫子諺義』はその一篇である。徳川家康の開版事業に拠り、江戸時代初期に『孫子』研究が隆盛期に入ったと思われる。北条氏長、小幡景憲などの兵法家だけではなく、林羅山、荻生徂徠、新井白石などの儒学者も『孫子』注釈書を著した。就中、『孫子諺義』は同時代の孫子研究を代表する著作の一つであり、素行の兵学思想が最も円熟した時期の作品である。『孫子諺義』には、その円熟した兵学思想が表現されていると思われる。本稿では、『孫子諺義』を中心資料として、素行後期の兵学思想に考察を加えたいと思う。

第一節 『孫子』の日本伝来

素行が用いた『孫子』の版本を確認するため、『孫子』はいつたい何時頃、どのように日本に伝来したのか、検討してみたい。『続日本紀』巻二十三に拠ると、「淳仁天皇の天平宝字四年（七六〇）十一月丙申」の記事に、次の記載がある。

授刀舎人春日部三關，中衛舎人土師宿弥關成ら六人を大宰府に遣して，大貳吉備朝臣真備に就きて，諸葛亮が八陳，孫子が九地と結営向背とを習はしむ。（藤原継縄他編・青木和夫他校注『続日本紀』，岩波書店，一九九二）

したがって、『孫子』を唐から持って帰った最初の日本人は遣唐留学生の吉備真備（六九五～七七五）であり、吉備真備が『孫子』について講義したという事実を確認できる。しかし、佐藤堅司『孫子の思想史的研究——主として日本の立場から』（風間書房，一九六二）に拠れば、『孫子』が日本へ最初に伝来したのは天智天皇二年（六六三）白村江の戦い以前のことであり、朝鮮半島から四人の兵法家が日本に来て、築城活動などにおいて中国の兵法を伝えたという。その証拠として、『日本書紀』巻二十七「天智天皇二年九月甲戌」の条では、百濟人の軍師につい

て次のように記載している。

日本の船師、及び佐平余自信・達率木素貴子・谷那晋首・憶礼福留、并て国民等……明日、船発ちて始めて日本に向ふ。(坂本太郎他校注『日本書紀』、岩波書店、一九九五)

白村江の戦いでは、唐と新羅の連合軍が百済軍と日本の援軍に勝ち、百済は滅亡した。この戦乱の後、百済や高句麗の貴族や知識人が日本に亡命し、漢文化を伝えたといわれる。日本に渡来した木素貴子・谷那晋首・憶礼福留は百済人の軍師であり、兵法に精通していた²。また『日本書紀』巻三「神武天皇即位前紀戊午年（前六六三）十一月癸亥」の条に、「儻忽の間に、其の不意に出でば、則ち之を破れむこと必じ也」とあり、『孫子』始計篇の「其の不意に出づ（出其不意）」という句が見える。

『日本書紀』は一品舍人親王が天皇の命を受けて編纂した日本の正史であり、養老四年（七二〇）に完成したため、編纂者が『孫子』の句を引用して、神武天皇の兵法を表現した、と考えられる。また『日本書紀』巻二十四「皇極天皇四年（六四五）六月戊申」の記事にも「即ち子麻呂等と共に、出其不意く、剣を以て入鹿が頭肩を傷り割ふ」とあり、「出其不意」という句が見える。

二箇所に『孫子』の句が見えることから、舍人親王が『孫子』を読んでいたと推測できる。したがって、『孫子』の最初の日本伝来は七二〇年より以前のことでありと確認できる。さらに『孫子』は朝鮮半島を経由して日本に伝来したということを手がかりに調べると、七二〇年よりも早く伝わっていた可能性があることが分かる。すなわち、『三国史記』巻三「新羅本紀」第三「実聖尼師今紀七年（四〇八）春二月」の条に、次のような記載がある。

王、聞くに、倭人對馬島に營を置き、……舒弗郎末斯品曰はく、「臣、聞くに、兵は凶器にして、戦は危事なりと。……此れ所謂、人を致して、人に致されざる策の上なり」と。王、之に従ふ。(佐伯有清編訳『三国史記』倭人伝他六篇、岩波書店、一九八八)

この中の「人を致して、人に致されず」は『孫子』虚実篇に見える句である。

このことから舒弗郎末斯品という人物が『孫子』の兵法に精通していたことが分かる。したがって、四〇八年以前に、『孫子』が朝鮮半島に伝わっていたと推定できる。また『日本書紀』巻十七「継体天皇二十一年（五二七）八月辛卯」の条に、次のような日本から百済へ救援の軍を送った磐井の乱³についての記載がある。

重詔して曰はく、「大將は民の司命なり。社稷の存亡、是に在り。」

大將の重要性について、『孫子』作戦篇では、「故に兵を知るの將は、民の司命、国家安危の主なり」と主張している。『孫子』の原文とは多少出入があるが、大將＝兵を知るの將、社稷の存亡＝国家安危、と理解して良からう。この記事により、五二七年から始まった筑紫君磐井との戦争に関連して、継体天皇が『孫子』の兵学思想に言及したことが分かる。もしこの仮説が成立するならば、『孫子』が四〇八年以前に大陸から朝鮮半島へ伝わり、五二七年以前に朝鮮半島から日本へ伝わったと考えられる⁴。

第二節 素行が利用した『孫子』の版本

『孫子』は紀元前五百年頃に成立した後、長い間世に伝わる過程で各種の注解が加えられた。その内容・思想に大きな変化はないが、諸版本によって文字の異同がある。宋本『孫子』は『武経七書』と『十一家注孫子』との二系統に分けられる⁵。『武経七書』とは、北宋の神宗の元豊年間（一〇七八～一〇八五）に兵書の中から選ばれた七種の兵書、即ち『孫子』『呉子』『司馬法』『尉繚子』『六韜』『三略』『李衛公問对』の総称である。『武経七書』版『孫子』は『魏武帝注孫子』に基づいて校勘された欽定本である。『十一家注孫子』とは、宋の吉天保が魏の曹操、梁の孟氏、唐の李筌・杜牧・陳皞・賈林・杜佑、宋の梅堯臣・王皙・何延錫・張預の十一人の注を集め編集したものである。

日本における『孫子』の版本については、「古文孫子」と「今文孫子」との二種類に分けられる⁶。「古文孫子」は北条氏長が秘密の方法で入手し、仙台藩の儒者桜田景迪が校定し、嘉永五年（一八五三）に刊行されたものであり、『魏武帝注孫子』よりも古い版本だといわれるが、真偽は不明である⁷。「今文孫子」は『魏武帝注孫子』に基づくものであるという。

日本における『武経七書』の開版は慶長十一年（一六〇六）である。この経緯について、『御本日記続録』中巻では次のように述べている。

按に当時『七書』白文の単行本なし。故に閑室の輩『七書講義』より正文のみを抜粋して新に此素本を作りしなり。……又其序を襲取て直ちに此本に冠せしこと明らかなり。……閑室和尚は即ち三要なり。名は元佶又佶長老と云う。肥前小城郡の産。故に紫陽と書す。其略伝は前の家語の条に載せたり。家語の慶長十一竜集丙午初秋念又一日。（近藤圭造編『存採叢書』、一八八五）

これに拠れば、日本で出版された『武経七書』は『七書講義』より抜粋して作られたことが分かる。

素行の『孫子諺義』における『孫子』の版本には、以下の二つの可能性がある。其の一、『武経七書』或いは『魏武帝注孫子』。其の二、寛文九年（一六六九）刊宋吉天保編、明黄邦彦校『宋本十一家註孫子』。北条氏長の『孫子外伝』は「古文孫子」の注釈書であるのに対し『孫子諺義』は「今文孫子」の注釈書である⁸。本稿では、①『孫子諺義』②『魏武帝注孫子』③『十一家注孫子』（②と③とは李零『孫子古本研究』による）の三つの版本について対照し比較する。便宜上、主に①と②とを比較し、③を参考とした。行軍篇の二例を挙げて見てみよう。

例一①殺馬肉食者、軍無糧也、懸甌不返其舍者、窮寇也

②殺馬肉食者、軍無糧也。懸甌不返其舍者、窮寇也

③粟馬肉食、軍無懸甌、不返其舍者、窮寇也

例二①軍旁、有險阻・潢井・林木・蒹葭・翳薈者、必謹覆索之、此伏奸之所也

②軍旁有險阻、潢井、蒹葭、林木翳薈者、必謹覆索之、此伏姦之所也

③軍行有險阻，潢井，葭葦，山林薙薈者，必謹覆索之，此伏姦之所處也

比較したところ、①と②がほぼ同じであるのに、①と③は文字の異同が比較的多い。素行は「今文孫子」のうち、②の系統を見ていたと思われる。

第三節 『孫子諺義』の特徴

(1) 注釈方法

素行の注釈方法の問題点について、『孫子諺義』に即して具体的な例を挙げて検証することとしたい。まず、兵勢篇の「奇正」という孫子の言葉について、素行は次のように解釈している。以下、『孫子諺義』を引用する場合は、広瀬豊編『山鹿素行全集』（岩波書店、一九四〇）第十四巻の頁数を示す。

三軍の衆，必ず敵を受けて敗るるなからしむべきは，奇正是れ也。奇は変じて用ふるの術，乃ち権道也。正はただしきを用ふる也，乃ち経なり。始計篇に所謂五事七計は，是れ正也。奇は利に因りて権を制する也。未だ戦はずして始計するときはこれを経権と云ひ，戦に臨み陣を設けては是れを奇正と云ふ。二名にして一理也。……三軍之衆とは，兵衆大軍なれば下知通ぜず，士卒の心一致せざるがゆゑにやぶることやすし。……敵を受けて敗ることなきを二義にみる説あり。敵をうけて，戦ひ且つ敗るるなき，此の二つは奇正をよくするにありと云ふの心也。（一六九頁～一七一頁）

また、九変篇において素行は次のように述べている。

是の故に諸侯を屈する者は，害を以てす，諸侯を役する者は，業を以てす，諸侯を趨^{はし}らしむる者は，利を以てす。屈は屈服也，彼れ我れに屈服して従ふことは害を以てする也。害とは彼れがそこなひいたみ患ふることをなすをいへり。役はつかはれ勞する也。彼れをつかひつかからかすことは業を以てする也。業とは民の農をさまたげ，民屋を放火し，乱取を致し，其の辺境をかすめて，諸侯安きを得ざる，是れ業也。……趨^{はし}るは彼れを引出しこなたへおもむかしむるを云ふ。彼れをひき出し来らしむるは利を以てする也。利はあへしらひて利を與ふる也。（二六二頁～二六三頁）

以上の二例から見てとれるように，素行の注釈には三つの特徴がある。

第一に，解釈は簡明であり，分かりやすく，極めて詳細であること。自序に「唯だ兒童をして武教の実を知らしむるのみ」（二八頁）とあるように，初心者・入門者をも対象とする講義であることが分かる。さらに自序に拠れば、『孫子諺義』は素行が口述し，門人が筆録した講義録なので，話し言葉や重複している訳などが少なくない。兵学の初心者に対して適切な解釈を提供している。

第二に，従来論争がある言葉や異なった意味がある字句について，素行は「二義」と提示し，「この説も亦通ずる」⁹とも述べている。自分の解釈だけではなく，他学者の見解も列挙

して、読者の参考に供し、一定の融通性を示している。

第三に、全篇の構成は文字の訓詁を主としていること。「A 者 B 也」,「A とは B を云ふなり」という記述が頻出し、語義を分析し全句を解釈している。北条氏長の『孫子外伝』,荻生徂徠の『孫子国字解』,新井白石の『孫武兵法挾』,吉田松陰の『孫子評注』なども、ほとんど「A 者 B 也」の形を用い、文章全体の意味よりも文字や語句の解釈を主としているのである。徳川時代における『孫子』研究は、一般的に字句を解釈する際に、本来の意味を追求するものが多いと思われる。他人の見解を採用せず、字句の原義を求める方法について、素行は『聖教要録』読書篇の中で、「詳に訓詁を味ひ、聖人の言を本として、直に解すべし。後儒の意見は取り^{はか}る所なし」(『山鹿素行全集』第十一卷、十四頁、以下『全集』と略称)と批判し、原典復古主義を唱えている。特に素行が興した古学は、訓詁記誦だけの学問ではなく、古の知識を日常生活に活かさなければならないものである。素行は『山鹿語類』士談篇では、次のように述べている。

案ずるに、文を学ばんことは、是れ古を知りて今の用にいたさんの為也。古を知りてふるき物語を云ふことを必とせんことは、彼の訓詁記誦の学にして人の学と云ふに非ず。(『山鹿語類』四三四頁、『全集』第八卷)

素行から見れば、古典を訓詁することと日常に実践することを一致させることこそが聖学であり、一つも欠けてはならないのである。

次に、素行三十五歳の著作『孫子句読』を取り上げてみよう。素行は明暦二年(一六五六)『孫子句読』を完成したが、『孫子諺義』の自序に拠れば、翌年明暦の江戸大火によって焼失し、始計篇だけが残った。現存する部分が『山鹿素行集』(国民精神文化研究所、一九四〇)第五卷の付録に収録されている。『孫子句読』では、『孫子』始計篇の「怒らしめて之れを撓^{みだ}し」という句について、次のように解釈している。

李筌曰く、「将の多く怒る者は、権必ず乱れ易く、性堅からざるなり」と。杜牧曰く、「大将の剛戾なる者は、これを激して怒らしむべければ、則ち志を逞しくし、意を快くし、志気撓乱、本謀を顧みず」と。孟氏・梅堯臣これに同じ。王皙曰く、「敵重を持すれば則ち激怒して以てこれを撓む」と。張預曰く、「彼性剛にして忿かれば則ちこれを辱めて、怒らしめ、志気撓惑すれば則ち謀らずして軽々に進む云々」と。焦竑・李騰芳これに従ふ。今按ずるに怒れば則ち志気妄動して本末を願はず、故にこれを激怒せしめてこれを撓むるなり。敵将元より剛忿なれば則ち我これを撓乱して遠慮無からしむるは、皆此の術なり。(『山鹿素行集』第五卷、五三二頁)

この句について、『孫子諺義』では、次のように解釈している。

彼れをいかるごとくいたして、其の心をみだすべし。怒るときは必ず無理の行をなす、このゆゑにいからしめてみだす也。撓は乱也。本よりかれ怒る心ふかきときは、猶ほ以ていかるごとくいたしかけてみだれしむる也。(七〇頁)

三十五歳の著作『孫子句読』と比べて五十二歳の著作『孫子諺義』では、素行なりの解釈が

主となっている。十一家の旧注については、参考として段末に列挙している。『孫子諺義』では、宋の施子美『武經七書講義』、明の劉寅『武經七書直解』、黃献臣『武經開宗』など¹⁰からも見解を取って付注としている。十一家注系統は主に知識人の注解であり、『武經七書』及びその注釈系統は主に軍人による注解である¹¹。素行はこの二系統の注釈をともに列挙し、原典についてより詳細な説明を加えており、簡明な言葉遣いで円熟した解説をしているので、文と武の二つの視角から、講義内容を一層豊富にしていると言える。

(2) 執筆時期

『孫子諺義』の執筆期間について、素行自筆の「家譜年譜」では、寛文十三年（一六七三）の条に、次のように述べている。

（五十二歳、西播に在り。）二月十八日、始めて『孫子諺解』（始計）を編む。二十三日、（『孫子』）「作戰」解成る。二十五日「謀攻」成る。三月十日、『孫子』解畢る。二十一日、『呉子』解終る。四月三日、『太宗問答』稿畢る。五月、『七書諺義』成る。（「家譜年譜」一二八頁～一二九頁、『全集』第十五卷）

この記述に拠れば、素行は一ヶ月に満たない短期間の内に『孫子』の注釈を完成し、三ヶ月程度で『七書』の注釈を完成している。それにもかかわらず、大量の文献を引用している。短期間で大量の書籍を引用し、七種の兵書に関する解釈を完成し得たのは、以下の理由によると考えられる。

第一に、素行が先天的に早熟の天才で、記憶力が抜群だったという資質に加えて、博聞多識だったからである。素行がどの程度書物を読んだのか、延宝三年（一六七五）に素行が加筆訂正した『積徳堂書籍目録』（『全集』第十五卷）を見ると、五五〇種以上の書物を収集している。素行が各種の兵書を深く理解し、更に長年にわたる『孫子』の講義を通じて、『七書』の内容がすでに素行の頭に体系的に整理されていたと思われる。

第二に、大量の引用文献がある理由は、広瀬豊「遺著解題」（『全集』月報）に拠れば、素行は生来綿密な人であり、見聞したあらゆる物、人との対話感想などを書き留めて置いたという。したがって、素行が五十二歳で『七書諺義』を完成するまでに、多くの関係資料を貯えていた可能性が高いのである。素行が『七書諺義』の執筆に当たって主に利用した関係資料として、以下の二著作が挙げられる。一つは、「略年譜」（『全集』第一卷）の素行三十歳代の筆録に『七書講義備考』という著作が見える。名前から推測すると、『七書』に対する心得、メモなどを集めた小冊子であるが、残念なことに、この本は亡失しており、その内容を知ることはできない。もう一つは前掲「遺著解題」に、『懷中便覧』という著作が見える。これも素行三十歳代の自筆本であり、その内容は他著の抄録、軍談の聞書などであり、主に兵学研究に必要なものを集めた書物だという。現在重要文化財として積徳堂の山鹿文庫に保存されており、いずれも『孫子諺義』の基本資料であったと考えられる。

第三に、中国兵書の中では、素行が最も力を傾けて研究したのは『孫子』であると言える。幼年から『孫子』を学び始めて、三十五歳の時に数多く兵書を述作しつつ、『孫子句読』を著した。「略年譜」では、承応元年（一六五二）三十一歳の条に、「三月十五日、岩城氏に到り『孫子』を講ず」とあり、寛文三年（一六六三）四十二歳の条に、「三月廿三日、兵書『孫子』を講ず」とあるように、素行は『孫子』について諸大名、幕臣などにしばしば講義している。素行が生涯にわたって研究し続けて、『孫子』を熟知していたからこそ、短期間で『七書諺義』を完成できたと思われる。

特筆すべき点は、素行が知識人の注釈と軍人の注釈を引用しただけではなく、大量の経典、史籍、諸子の言葉・語句や歴史上有名な戦争例をも引用し、よりよく孫子本来の意図を説明しようとしている点である。『春秋左氏伝』、『史記』をはじめ、中国歴代の王朝の史料が豊富に引用されており、天文、地理などの知識も含まれている。これらの豊富な内容から、素行の博覧強記ぶりも伺えるのである。

第四節 『孫子諺義』の兵学思想

『孫子』に対する注釈書である『孫子諺義』は、『孫子』について一字一句逐一説明したものであり、素行のオリジナルな思想が直接表現されているわけではない。しかし、『孫子』を注釈する過程において、素行の基本的思想が間接的に反映されていると思われる。本節では、従来、論争が激しい「兵者詭道也」と「道天地将法」の「道」を対象に取り上げて、『孫子諺義』に見える素行の兵学思想について考察を加えてみたい。

(1) 「詭道」

江戸時代は『孫子』研究が盛んになった時代だったが、学者たちの『孫子』に対する評価には毀誉褒貶があり、儒学者の立場から言えば『孫子』は正々堂々たる戦術ではない。新井白石、荻生徂徠らの儒学者も『孫子』に対して注釈を加え、その「兵者詭道也」を巡って論争を続けている。全体的に言えば儒学者は長い間兵学について儒学的観点からは異端視し、単なる権変（一時的、便宜的、非常時）の手段と見なし、「儒学的偏見」¹²を持っていたと思われる。儒学者は『孫子』について兵学と儒学という二元論で捉えており、兵学書としては聖典であるが、聖賢の書物に比べれば、「禽獣の智」に過ぎない、とするのが一般的である。

ここで、「兵者詭道也」に対して江戸初期の学者たちがどのように理解したのか、北条氏長、新井白石、荻生徂徠、山鹿素行など代表的な学者の見解を比較してみよう。

北条氏長『孫子外伝』では次のように注釈している。

詭は詐譎なり。実を示めせざるなり。いふところは詐譎を用ふことも亦兵の道なり。専ら詭に於^おくに非ず。後学者誤り視ること勿れ。（佐藤堅司『孫子の体系的研究』三〇四頁、風

問書房，一九六三)

新井白石『孫武兵法訳』では「詭道」について次のように述べている。

詭は詐なり，軍争篇兵は詐を以て立つと，義も亦同じ，……此により以下，以て上文の所謂勢を為すは外の事を佐くなり，即ち詭道を言ふなり，凡そ兵は本統有り，末事有り，経は計の本なり，権は詭の末なり，故に曰く，「乃ち之の勢を為すは以て其の外を佐く」と。
(『新井白石全集』第六卷，三二頁，国書刊行会，一九七七)

北条氏長と新井白石はともに「詭」=「詐」と解している。したがって「詭」の字は偽る，欺く，詐欺，ペテンなど陰險なニュアンスが出てくる。このように解すれば，詐欺の術を使ってこそ戦争に勝つというイメージになってしまう。実はこれは誤解である。

荻生徂徠はこのマイナスイメージを変えようとして，その著『孫子国字解』において次のように解説している。

世の常，詭道といえ，イツハリという訓ばかりに泥みて，合戦といえ，兎角，表裏たばかりを，軍の本意と定むるは僻事也。アヤシとは敵より怪しみ何とも合点の行かぬことなり。タガウト訓む時は，……正しき定格を守らぬことなり。……兵は詭道なりと云うは，軍の道は兎角，手前を敵にはかり知られず，見すかされぬ様にして，千変万化，定まりたることのなきを軍の道とする也。(『漢籍国字解全書』第一〇卷，二二頁，早稲田大学出版部，一九二六)

荻生徂徠は「詭」=「定まらない」=「怪しい」と解釈し，敵が予想できない作戦行動を戦いの方法であるとした。しかし，江戸時代初期の主要な傾向は，儒学的偏見から脱却できなかったと言えよう。

素行の兵学の特徴は文武両道の思想に基づく点にあり，「兵者詭道也」について次のように述べている。

詭は権也勢也，音奇と同じ，故に奇と相通ずる也。云ふ心は，兵は奇詭を以て勝を制する道也。必ず正法に拘りて一途になづむときは変に合ふを知らず。このゆる仁義道德を以て，内をととのへ，人民相和すと云ふとも，戦に臨み敵に應ずるときは，其の勢にしたがつて，詭道を以て外をたすけざれば其の兵必ず敗る。古の能く仁義道德に達する人は，其の時にしたがって権道を用ふ。しからざれば事物全からざる也。孫子が兵者詭道也と云へるに付きて，後学の儒生，兵は奇詐の術也，用ふるに足らずと云ふこと，尤もあやまれり。聖人と云へども兵を用ふるときは，詭詐を用ひざればかなはず，然らざれば兵必ず敗る也。

兵計りにかぎらず，日用の事物^{ばか}応節亦然り。(六三頁)

素行は「詭」を奇，権，変と解釈し，「詭道」は合戦する際に敵味方の状況に基づいて勝利を制する手段である。聖人は内には仁義道德でもって民を統治し，外には時勢をはかつて権道でもって勝つ。聖人にしても「詭道」を用いなければ勝つことができないのである。軍事活動だけではなく，日常生活においても同じであると素行は主張した。素行は，「詭道」の「道」につ

いて次のように述べている。

道の字かるく見てよし。……経伝に道の字を云ふ処多し。君子之道，小人之道，財を生むに道有り，盗を為すに道有り¹³など云ふ，皆其の術をさして云ふ。道の字甚だ軽し。兵は詭詐の術なりと云へる意也。……詭詐を以て道とすると云ふにはあらず，詭詐もまた道其の中に在りとは云ひつべき也。……文は正也，武は奇也，武の内にも兵事は猶ほ以て凶器末徳にまぎれあらざれども，已むを得ずしてこれを用ふ。之れを用ふるにも正あり奇あり，内謀あり外佐あり。五事七計の校は正也，内謀也。権危の勢は奇也，外佐也。直に奇権を以て正也と云ふべからず。(六四頁)

素行は「詭道」の「道」が術であり，意味が軽いと捉えた。「君子之道，小人之道」の「道」は君子，小人のありさまの意味であり，「生財有道」の「道」は方法の意味であるなど，「道」の意味は一つではない。素行は「詭道」の「道」を理解する際に，大道・道義としては捉えず，五事七計と詭道とは正奇・内外・本末・体用の関係にあり，「詭詐もまた道其の中に在り」という新たな説をも提示した。

「五事」即ち「道，天，地，将，法」における「道」と「兵は詭道なり」の「道」は同じではないと考えられるのだが，『孫子諺義』では「予嘗て『孫子句読』を述ぶ，其の説に云はく，兵は詭詐を以て本と為さば，則ち何ぞ道を以て五事の第一と為さんや」(六五頁)と述べて，『孫子』では，両者を区別しつつも，混用していると見なす。

北条氏長は『孫子外伝』で「凡そ孫子篇中。道の字義各々不同なり。学者一字に遭ふごとに，深く其の義を索む。則ち幾其の要を得る」(前掲書三〇二頁～三〇三頁)と述べているように，「道」の字に様々な意味があると考えている。「道」は道徳的な意味の「道義，正道」と道徳的な意味を持たない「道路，途径，方法」とに二分できる。素行は「詭道」の「道」を道徳の範囲の外から見なければならぬと主張し，次のように述べている。

孫子は五事七計を以て内と為し，勢を以て外の佐と為す。自ら勢に注して曰はく，「利に因りて権を制す」と，又用間を以て篇末と為す，是れ権謀の先にすべからざる也。然らば則ち孫子詭詐を以て道と為さざること明なり，而して「兵者詭道也」と曰ふは，兵は凶器也，天道之れを惡む，已むを得ずして之れを用ふ，故に権道を以て用と為す也。権道は，常法に反して常法に同じき也。詭詐は兵家亦好まざる所也。然れども已むを得ざれば則ち詭詐を用ふ。常法に反して常法に反せず，是れ兵の権道也。故に詭道は猶ほ権道と曰ふがごとし，詭詐を以て道と為すときは則ち大に誤也。(六五頁)

素行は，孫子の本意として，詭詐即ち権謀を先にはいけないと考えていた。兵事は已むを得ざる事情によって起り，権道は非常時に使う方法・手段である。素行は「詭」の字に重点を置き，「道」を十分に解釈していない。では，「兵は詭道なり」をどのように解釈したのであろうか。『孫子』について，素行が「文を倒にして，互に相守りてかける」(九四頁)と評しているように，『孫子』始計篇では，「兵は詭道なり」の後に次のように述べている。

故に能なるもこれに不能を示し、用なるもこれに不用を示し、近くともこれに遠きを示し、遠くともこれに近きを示し、利にしてこれを誘い、乱にしてこれを取り、実にしてこれに備え、強にしてこれを避け、怒にしてこれを撓し、卑にしてこれを驕らせ、佚にしてこれを勞し、親にしてこれを離す。その無備を攻め、その不意に出づ。

この所謂「十四法」は「兵者詭道也」を説明した文章である。この「十四法」は主に敵に対する方法を教えているので、前の「詭道」は戦術を意味するはずである。したがってこの「道」は「詭」の手段、方法の意味であり、道徳的な意味ではない。「詭」の意味は、「だます」にしても、「怪しい」にしても、総じて言えば「攻其無備、出其不意」という句によって概括できる。「詭道」とは、勝利を制する一種の予想できない方式なのである。正道としての五事七計も、ともに兵法に属する。正道としての兵法は、主として戦争における広義の戦略を意味し、奇道としての兵法は、開戦以後における狭義の戦術を意味する。孫子が手段・方法の意味である「術」を使わずに、「道」を選んだのは、「道」と「術」とは意味上微妙なニュアンスの違いがあるためであろう。

素行の「詭道」論には次のように三つの特徴があると言える。

第一に、「詭道」の道徳的な意味が薄くなったこと。「詭」を奇、権、変、異などとして解釈し、「道」をそれ自体は道徳と関係なく、敵が予想できない手段・方法に過ぎないと解釈する。特に素行三十五歳の著作である『孫子句読』に比べると、「詭道」について融通をきかせて解釈したと言える。江戸時代初期の「儒学的偏見」と異なって、「詭道」を兵事の用であり助けであると解釈したのは、素行が兵学者であり、学説を取捨する基準を、日用に合うかどうかにおいていたので、兵法を実用的に捉え、勝つ方法に意を注ぎ、「道」に道徳的な意味を持たすことを避けたからである。

第二に、権道を兵事と政治の両方に運用しようとしていること。聖人でも権道を使わないわけではなく、聖人も兵法を必要な手段としたと主張している。政治上の「権謀」の運用について、素行は次のように述べている。

仁義権謀共に用ひて、其の處に因つてその用をなす、是れ聖人の道也。必ず仁義^{ばかり}斗を以て権謀を用ひずと云ふ時は、偏見の俗學にして、共にはかるに足らず、又権謀にあつて仁義に因らずと云ふは、偽詐幻術の人を惑はす謀りごととなれば、尤も用ふるに足らざる也。されば仁義にも権謀にも、其の用法にのりあり。（『謫居童問』二五六頁、『全集』第十二卷）
聖人は仁義・権謀をともに用いて、その状況に対応する。仁義と権謀はいずれも不可欠であると素行は強調している。

第三に、素行は次のように、時勢を知り、変に通ずることが政治を行う際に重要なことであると述べている。

仁義を本にして忠孝を先にし、権謀奇功を以て事を立て用を辨ずるの道は、終に已む可からず。或は文を先にし、或は武を先にするは共に時代に随ふ事なり。是れ三代の因る所損

益する所なり。……されば聖人は、王霸両つながら用ひて時宜に従って之を損益す。(『治平要録』五八八頁、『全集』第十四卷)

素行は聖人が仁義・権謀を二つながら用いて時宜に従って損益し、両者は本末前後の関係にあると説いている。人倫を実践する場合は仁義に拠らなければならぬ、事功を立てる場合は権謀を使わないとやり遂げられない。しかも時宜を知ることがより重要である。素行はさらに通変を知ることが政務を行う際の要点であるとして、次のように述べている。

名將は時代を考へ風土をはかり、情をつもりて、五年十年の間に其の風俗をただし、或は抑へ或は揚ぐ。しからざれば一度法を立つと云へども、其の頽廃を知らず、其の時宜に應ぜざるを計らざるゆゑに、法令の目立たざることを知るべき也。一度新に念を入れていたせる器も、時を以てたださざれば朽蝕する事を知らず、久しうしてこれを用ひて、其の敗壞に苦しむことあり。これ変に通ぜず、其の用法之省み教へ、時を失ふがゆゑなり。武將天下の政務武備皆此くの如し。良將時を以て諸国を巡察せしめ、風土人情をはかつて時宜の法令を立つ、是れ通變の道也。(『武家事紀』五九四頁、『全集』第十三卷)

時代が変わるにつれて風俗人情も変わって、同じ政令制度も次第にふさわしくなくなっている。その時宜を考えて教化を正し、変に通じなければ、その時を失って、民を苦しめることになる。そのため、良將は時宜をはかり、風土人情を考えて法令を立てるべきであると素行は主張している。

以上のことから見れば、「詭道」は素行の論説に影響を及ぼしたと言えよう。若いときは、「詭道」を道徳的な意味で理解していたが、武士が支配階級であるという時代的な背景に応じて、「道」への捉え方が次第に柔軟になっており、しかも武士の業である兵法をより一層実用的にしようとして、政治と兵事の二つの領域において、「詭道」の特徴である権、変を活用すべきであると主張している。

(2) 「五事」の「道」と「士道」の「道」

世の中の人によく知られる赤穂藩四十七義士は、素行が赤穂に配流された時に説いた士道の影響を受けたと伝えられている。素行は、『山鹿語類』四十五卷士道篇において、士の職務について次のように述べている。

凡そ士の職と云ふは、其の身を顧^{おも}ふに、主人を得て奉公の忠を尽し、朋輩に交はりて信を厚くし、身の独りを慎んで義を専らとするにあり。而して己れが身に父子兄弟夫婦の已むを得ざる交接あり。是れ亦天下の万民各々なくんば有るべからざるの人倫なりといへども、農工商は其の職業に暇あらざるを以て、常住相従つて其の道を尽すを得ず。士は農工商の業をさし置いて此の道を専らつとめ、三民の間苟も人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下に天倫の正しきを待つ。是れ士に文武の徳知備はらずんばあるべからず。(『山鹿語類』十頁～十一頁、『全集』第七卷)

素行はこのように武士の新たな職分を提起した。総合的に言えば、武士の職分の第一は、君主に対して忠義を尽くすことである。その第二は、身を慎んで義を守ること。その第三は、無知な農工商の三民の上に立つ士は、三民の長として三民を教化撫育することを任務としている。実践する際の優先順位は、奉公が士の基本であり、修己はそれに次ぎ、ひいては教化や賞罰によって人を治める。素行は、士が職分を実践する際に、文武の徳知を欠いてはいけないと主張している。

『孫子諺義』では、五事について次のように述べている。

一に曰はく道、二に曰はく天、三に曰はく地、四に曰はく将、五に曰はく法。五事は孫子兵法の根源といたす処なるがゆゑに、ここに一二三四五と次第をあらはして、五事をのべたり。……第一に天と云ふべきを、道を以て第一といたせること、古今の兵法孫子を以て本とし、軍旅の用法皆道義にかなふゆゑなり。道あらざれば天地を以てすと云ふとも、事の実を得べからず、義を以て不義を誅し、有道を以て無道を伐つを上兵と云ふ、このゆゑに第一に道と云へり。……凡そ天下の大小事成否のかかる処、ことごとく此の五事を出でざる也。孫子は兵法の至極に通ずるを以て、其の説く所ひろく事物におしわたる也。此の五事を詳に心得るときは、兵法の至理能く通ずる也。(三九頁～四〇頁)

素行は「五事」を兵法の根本であり、ひいてはあらゆる物事が成功するか否かの基準であると捉えている。その中で、「道」が「天」よりも重要である理由は、戦争が道義に関わるためであると説いている。道義に基づいて無道、不義を征伐するのがまことの戦争の目的である。

「道」について、孫子は自注を加え、始計篇に「道は、民をして上と意を同じくせしめ、これと死すべく、これと生くべくして、危きを畏れざるなり」と簡単に説明しているが、後世の学者には、様々な解釈がある。素行はこの「道」について、次のように述べている。

道は民よく上におもひついで、死生一大事をも上とともになさんと存じ、危きにいたりても上の下知を重んじて主将とともに事をなす、是れを道と云ふ也。たとひ文学あり才徳の称美ある人なりとも、此の処かくるときは、道あるの人と云ふにたらず。民はすべて人民をさす、士卒ばかりにかぎらざる也。これ国政にかかる言也。……道は人民のための道也、民人をのけて別に道なし。我れ道にかなへりと思ふとも、衆心我れに背くときは、道にあらざる也。(四〇頁～四一頁)

素行は道と民心の向背とを関係付けている。道は民意に基づくもので、上下の意が統一されて、危急の場合においても一心同体になって、主将の指揮の下で行動することが大切である。才能がいくらあっても、これが分からなければ有道とは言えない。

また、孫子は「主孰れか道有る」ことを勝利を制する条件として、「七計」の始めに「主」を位置付けている。素行は次のように解釈している。

主は主人也。主は道を以て本とす。道を心得ざる主人は、たとひ才知かしこくとも人物の大義にくらし。このゆゑに、たとひ軍は当座の勝ちありともまことの勝をしる事之れ有る

べからざる也。道は五事に注せる所の道、人民皆上にしたしみおもひ付きて危きを畏れざる也。……主は其の太要をつくすにあり。(五三頁～五四頁)

君主が道に基づくことしないと、才能智恵があっても、一時的な勝利を取っても、まことの勝ではなく、長くは続かないというのである。

素行が主張する「士道」の「道」と孫子思想の中心である「道」とは、どのような関係にあるのであろうか。この「道」と「士の職」とはどのような関係があるのか。素行の言う武士の職分は、上と下とを一致させることである。素行は人間を①上（君主）②士 ③下（農工商）の三つの階級に分けている。君主と武士の関係には、君主は上、武士は下、武士は忠を尽くすことによって君主の意にかなう。武士と農工商の関係においては、武士は上、三民は下、武士は人倫の道を実践し、三民の模範となり、教化することによって三民と心をつににする。これが素行の考える江戸時代の武士の職分のである。士道の道は五事の道と同じことを指していると言えよう。

士道は、君主が指示したように服従し忠義を尽くすことである。戦国時代においては、武士の職分は平時には君主に仕え、非常時には敵と戦うことであるが、平和な時代に入って倫理・道徳的規範に拘束されないならば、「賊民」¹⁴になってしまい、武士自身の存在する意義もなくなるのである。したがって、素行は、儒教の修身と兵学の治人を融合して、新たな士道を提示していると言える。

第五節 『孫子』が素行に及ぼした影響

素行の『孫子』研究が、いったい素行の思想にどのような影響を与えたのか、『孫子』が素行に及ぼした影響についてはいろいろな説がある。例えば、石岡久夫『山鹿素行兵法学の史的研究』（玉川大学出版部、一九八〇）では、「素行の兵法学の根底に中国兵法『武経七書』の思想が流れていることは、すでに彼の著書『武教全書』その他のうちに指摘した。そのうち『孫子』の思想が支配的役割をもっていた」（六四頁）と述べている。石岡氏はその証拠として、『武教全書』における『孫子』の語句の引用数と「士法三本」¹⁵に関する素行の解釈を例として挙げている。

『武教全書』は明暦二年（一六五六）素行三十五歳に完成した著作であり、思想的には素行が朱子学を研究し始めた時期の作品である。全篇を通じて『孫子』の引用が他の兵書と比べて多く、約四十条も見える。これに拠って素行が『孫子』を重視していたことが確認できる。石岡氏が例として挙げた「士法三本」については、素行自身が『武教全書』卷之一上の序段において、「此三を知つて、常に工夫受用する人は、兵法の大理にかなふべし」（石岡久夫編『山鹿流兵法』六二頁、人物往来社、一九六七）と述べている。この「士法三本」の概念は五年前の慶安四年（一六五一）、素行が三十歳の時に著した『兵法神武雄備集』の中にも見受けられる。

石岡氏と対照的に『孫子』の思想的影響は少ないと見る説もある。『武教本論』でも『武教全書』でも、素行は『孫子』に言及し、またその語句を多く援用しているが、飾りに過ぎないと見る学者もいる。例えば、野口武彦『江戸の兵学思想』（中央公論新社、一九九一）では、「従来の兵法に、『孫子』の用語を適用した、いや、ちりばめたにすぎなかった。早い話が、ただの装飾音符であった」（八六頁）と述べている。また『孫子の思想史的研究——主として日本の立場から』では、素行の「土法三本」が『孫子』「始計」篇を参考にしていたと認めているが、『武教小学』、『武家事紀』などにおける『孫子』の利用は付録的なものであると見なしている。さらに多賀義憲『東洋古兵法の精神』（北光書房、一九四三）では、「呉子以下の六兵書は、畢竟するに、孫子の注釈にすぎず、孫子はまた我が神武日本兵道の一注釈にすぎない」（一二三頁）と述べており、孫子の影響はあまりないと見ている。

素行自身は『孫子』の影響を否定しようとしている。『孫子諺義』を完成した時期は、素行が漢学から離れ、日本の風土国体が中国より優れていると見なし始めた時期である。素行は、『七書諺義』自序で『七書』について次のように述べている。

孫子の奇正、呉子の応変、我が邦未だ其の名を知らず、張良借箸の^{たとへ}比、韓信背水の謀、吾が邦未だ其の術を聞かずして、而も本朝の古今兵を善くする者皆暗合す。抑々天^た之れを授くるか、神^か之れを佑くるか。自ら蓋天盖地の神兵聖武の存するものあればなり、何ぞ必ずしも外邦の『七経』を待たんや。（九頁～十頁）

素行に拠れば、日本には上古から神聖な兵法が存在しており、中国の兵法を知らないまま戦法をよく運用し勝利を取ったため、『武経七書』などの兵法書を必要としなかったというのである。また、素行は次のように、先ず日本古来の兵法を学んだ後に、『武経七書』を参考にするのが良いと述べている。

博聞多識は学習の通義なり、能く吾が邦の兵法を致めて、而る後に此の書に逮び、化して之れを裁り^{はか}、推して之れを行ひ、触れて之れを長じ、変じて之れを通ぜば、用ひて以て大成すべし。（十頁）

素行が主張した「土法三本」は、『孫子』起源の兵学思想であるが、『七書』は参考書に過ぎなくなる。素行はこのように中国の兵学から脱しようとしているが、彼が『孫子』を研究した経緯をたどってみると、『孫子』及び中国兵書の影響から完全に脱することはできなかったと思われる。

素行の自伝『配所残筆』に拠ると、「漸く八歳の比迄に、四書・五経・七書・詩文の書、大方よみ覚え候」（『配所残筆』五七一頁、『全集』第十二巻）と述べている。『孫子諺義』は謫居八年目の著作であり、その序文の中で、素行は次のように述べている。

予十八九歳のころ、『孫子諺解』を編む。其の言辞引証、宏汎にして其の統ぶる所未だ吾が志に満たざりき。十餘年を歴て丙申の秋（明暦二年、三十五歳）、多く兵書を述作するの次に、『孫子句読』を為り、略ぼ其の大較を象るに似たりき。翌丁酉災ありて、『諺解』及び

『句読』は烏有と為り、副本なく、唯だ「始計」の句読一篇を存す。今歳の春（寛文十三年、五十二歳）、『孫子』を繙き、「始計」一篇の口義を草す。（二八頁）

また、前にも触れたが、「略年譜」から、素行が『孫子』について諸大名、幕臣などに講義していたことが分かる。延宝元年（一六七三）素行五十二歳の時に『七書諺義』を書き終えて繼いで延宝三年五十四歳に『七書要証』を完成している。『七書要証』は「略年譜」に載っている。以後『孫子』に関する記述は見えないが、長年にわたって『孫子』を読んでいることが分かる。

次に素行の中国の兵書に関する修学過程をたどって見よう。『七書諺義』の自序に「予先人の命を奉じ、六歳にして『三略』を読む」（七頁）と述べているように、中国の兵書を早くから学び始めたことが分かる。後に北条氏長に入門した当時のことを『孫子諺義』の中で、「往年余兵法を学ぶとき、北条氏長此の一句を以て〜と為す」（六四頁）と述懐していることから、北条氏長が『孫子』を教材としていたことが確認できる。

「略年譜」に拠れば、慶安三年（一六五〇）二十九歳の条に、『百戦奇法』を読んだとあり、寛文二年（一六六二）四十一歳の条に、『武経総要集』・『韜略全書』・『武経直解開宗』・『孫子』を読んだとあり、翌年の条に、『統武経総要』を読んだとある。

素行は生涯にわたって中国の兵法を研究し講義を行っているが、素行自身がその影響を否定しようとしているのは、『孫子』には江戸時代にふさわしくない部分があるためであると思われる。素行自身が『孫子諺義』自序において次のように述べている。

愚謂ふに、始計の一篇は、兵法の大綱大要なり。作戰・謀攻之れに次ぐものは、兵の争は戦と攻とに在ればなり。戦と攻とは、相通じて形勢虚実を以てす。是れ軍形・兵勢・虚実並び次ぐ所以なり。此の三篇は全く己れを知るに在り。己れを治めて而る後に軍争すべし。軍争に変あり行あり。故に軍争・九変・行軍之れに次ぐ。是れ敵を料り彼れを知るなり。己れを知り彼れを知りて、天を知り地を知るべし。故に地形・九地・火攻之れに次ぐ。地形・九地は地なり。火攻の時日に因るは天なり。始計より修功に迄るまで、未だ嘗て先ず知らずんばあらず、是れ用間を篇末に序する所以にして、三軍の恃みて而して動く所なり。然らば乃ち始計・用間の二篇は、己れを知り彼れを知り地を知り天を知るの綱領にして、軍旅の事件々之れを外にすべからず。作戰・謀攻は通読すべし、形・勢・虚実は一串なり、争・変・行軍は一串なり、地形・九地は一意なり、火攻は一意、始計・用間は首尾に在りて、通篇自ずから率然の勢あり。（二七頁～二八頁）

これに拠れば、「始計」・「作戰」・「謀攻」の各篇は戦略であり、他の各篇「軍形」・「兵勢」・「虚実」・「軍争」・「九変」・「行軍」・「地形」・「九地」・「火攻」・「用間」は戦術である。戦略の中でも「始計」篇が兵法の根本のであるとしている。素行は「己を知る」・「彼を知る」・「地を知る」・「天を知る」を分析し、始計篇と用間篇が首尾を整え、各篇が関連性を持っていると総合的に把握し、『孫子』に合理的体系を見出だしている。

『孫子』の戦術部分は平和な江戸時代においては実用的ではなかった。その理由は、第一に、

中国と日本とは、地理環境、気候、特に戦争の規模などが違っていたことである。素行自身は中国の兵書について、『七書諺義』自序において、「陣や、営や、行や、戦や、悉く本朝の用に当らず、其の志可にして其の事皆非なり」（七頁）と述べている。第二に、徳川幕府は寛永十年（一六三三）から寛永十六年（一六三九）まで三度にわたって鎖国令を發布し、その後平和な二百余年が続いた。素行の生きた時代（一六二二～一六八五）には、戦争が殆どなかったのである。このような状況の下で、練陣・築城・夜戦・兵具などの戦術を講ずることは、ただの「紙上に兵を談ず」ことにほかならない。したがって、戦いのプロである武士には、戦闘の術よりも政治的実務の能力、知識が要求されるようになった。

中国の兵法よりも自国の兵法を重んじる素行の態度は彼の華夷論・国体論に由来するものと思われる。素行の華夷論は寛文九年（一六六九）四十八歳、赤穂謫居中の冬に出来た『中朝事実』の中に見える。思想の転換期の代表作として、この著作で彼の日本中朝主義が芽生えたという説がある¹⁶。これ以後、素行が中国の模倣から完全に脱したと見る説が一般的である。例えば、広瀬豊氏は『中朝事実』の解題において、日本精神史上における素行の重要性について、中国を崇拜し、日本を卑下する当時の学界に一大衝撃を与えたのみならず、「万代に亘りて日本国民を感激興起せしめつつあるのである」（『中朝事実』三頁、『全集』第十三巻）と高く評価している。素行は日本こそ「中華」（真の世界の中心）であると主張し、『中朝事実』の序文の中で、次のように主張している。

愚、中華文明の土（日本を指す）に生れて、未だ其の美なるを知らず。専ら外朝（中国・インド）の経典を嗜み、嚶嚶としてその人物を慕ふ。何ぞその心を放^{はな}にせるや、何ぞその志を喪へるや。抑も奇を好むか、^{はたま}將た異を尚ぶか。夫れ中国（日本を指す）の水土は萬邦に卓爾として、人物は八紘に精秀たり。（『中朝事実』七頁）

この序文に拠って、素行が最初は中国文化を羨ましがっていたのに、後に一転して、日本の方が中国よりも勝れていると考えるようになったことが分かる。この本の出版によって素行は流罪を赦免された。また、『配所残筆』でも、次のように日本の方が中国より優れていると述べている。

異朝の事を諸事よろしく存じ、本朝は小国故異朝には何事も不及、聖人も異朝にこそ出来り候得と存候。此の段は我れ等斗に不限、古今の学者皆左様に存候て、異朝を慕ひまなび候。近比初めて此の存入誤なりと存候。（『配所残筆』五九二頁、『全集』第十二巻）

素行は以前、他の学者と同じく大陸の物事を慕い自国に劣等感を持ったが、晩年には兵学だけではなく、中華文化から脱却しようとしている。『中朝事実』では漢文化から離れようとする意識が色濃いため、中国の学者は素行を漢学者と呼ぶことに反対し、日本の学者は素行を日本主義者と呼ぶ。

素行の日本を世界の中心とする華夷論が生まれた背景には、漢民族の王朝である明朝の滅亡と異民族が支配する清朝の成立という時代背景がある。「中国」の概念を認識する場合、文化的

アイデンティティー (Cultural Identity) と政治的アイデンティティー (Political Identity)¹⁷ の二面があると思われる。文化的アイデンティティーとは、中国の文化との同一性に基づいて、自分も中華文化圏に属することを認めることである。政治的アイデンティティーとは、為政階級や民族のあり方との関わりである。素行が日本を「中国」「中華」と呼ぶ理由は、夷狄である清朝の統治を正統な中華と認めていないからである。清朝について、一六四四年に漢民族の明朝が滅亡し、異民族の清朝が中国を支配し、中国が夷狄化したことから、清朝統治下の中国は「中国」ではないと素行が考えた可能性がある。漢民族が二度も異民族に支配されたのに対し、日本は異民族に征服されることがなかったので、漢民族の文化を尊重して来た日本の漢学者たちの間に、中国を中華とすることへの疑問が生じたのは当然である。

しかし、中国文化が素行に及ぼした影響は深く、完全に離脱することはできなかった。素行自筆の「家譜年譜」に拠れば、貞享元年（一六八四）六十三歳の条で、次のように述べている。

予此の間『周禮』を見る。周公の天下国家治平の政治、^{みな} 挙此の書に在り、見る事数回に及び嘆称すと雖も、未だ其の実を得ず。……故に夫子其の用を尽さざるは『周禮』に備ればなり。是れ天下治平の書此の一書に在り。（「家譜年譜」四五五頁～四五六頁）

『周禮』は儒家の經典であり、素行が晩年まで漢文化を研究していたことが分かる¹⁸。素行は日本と中国との文化的関連を否定し、日本古来の神道が中国儒家の文化よりも優れていると唱えたが、漢文化から完全に離脱することはなかったのであり、「単なる排外自尊」¹⁹ と言ってよからう。これは素行の日本中朝主義思想と矛盾しているように思われる。

おわりに

本稿では、山鹿素行著の『孫子諺義』について、その解釈の特徴はどこにあるか、初歩的考察を加えた。素行の兵学思想の特徴について検証し、『孫子』が素行に及ぼした影響を分析した。

素行の注釈方法は江戸時代の学者と同じく主に訓詁をもって字句ごとに注釈するものであった。講義は、原典の内容に限られているため、自分なりの兵学思想をあまり表明していない。このことは訓詁という方法の限界性であり、兵書を注釈することは儒教の經典注釈に由来すると思われる。兵法は実践や活用を重視するが、字句の意味を理解することだけに拘ると、「机上の空論」になってしまう。そのため、素行は原典を解釈することと日常の実践を一致させようとしている。

『孫子諺義』の執筆期間は一ヶ月未満であるにもかかわらず、大量の資料を引用し詳しく解説していることから、素行の博覧強記ぶりが伺える。また『孫子』の日本伝来について、『日本書記』や『三国史記』から新たな証拠を発見し、四〇八年以前に大陸から朝鮮半島へ伝わり、五二七年以前に朝鮮半島から日本へ伝わったという新たな仮説を提出した。『孫子諺義』における『孫子』の版本については、素行は『魏武帝注孫子』を見ていた可能性が高い。

素行の兵学思想は、「詭道」と「五事」の「道」についての解釈から伺える。この二句を取り上げた理由は、同じ「道」の字であるが意味・内容が異なっており、混同しやすいためである。長い間兵学は儒学的観点からは異端視された。素行は「詭」を奇、権、変と解釈し、「詭道」を合戦する際に敵が予想できない勝利を制する手段としており、「詭詐もまた道在其中」という新たな訳し方をしたが、「道」の字を充分解釈しているとは言えない。孫子が「術」より「道」を使う理由は、「道」を道徳的意味で捉えているだけでなく、「道」を戦略的・抽象的な方法と捉えているためであると考えられる。素行は、兵事と政治との両面において、仁義と権謀とは二つとも不可欠であり、両者は内外・本末・体用の関係にあると説いている。

「五事」即ち「道、天、地、将、法」の「道」については、素行は主張した「士道」、即ち武士の職分には『孫子』の主な思想である「五事」の影響が見える。武士は君主と農工商の三民との架け橋であり、忠を尽くすことや、三民を教化することなどによって上下の心を一つにする。これは素行が考える江戸時代における武士の新たな職分であり、奉公・修己・治人のことである。自己の修業を獲得してから天下の師範になって民を統治し、三民の意志を君主と同じようにさせる。素行は、伝統的な奉公の忠誠心に、儒教の人倫を実践する主張と、兵学の管理の方策に加えて、新たな職分論を提出した。これは、『孫子』始計篇の「道は、民をして上と意を同じくす」の思想と同じであると言えよう。

『孫子』研究が素行に及ぼした影響についてはいろいろな説がある。素行自身が中国の兵法及び中国の文化から離脱しようとしたが、『孫子』をはじめ、中国の兵書と漢文化の影響が色濃く残っており、完全に脱却することはできなかったと言えよう。素行が『孫子諺義』を完成した時期は、彼が漢学から離れ、中国の兵法よりも自国の兵法を重んじると主張した時期である。しかし、晩年の著作を見ると、素行は漢文化から完全に離脱できたとは言えない。

(ちゃん ちえ・言語文学専攻)

注

- ¹ その思想的遍歴について、『山鹿素行全集』（岩波書店、一九四〇）編集者の広瀬豊氏が行った分類に拠れば、素行の学説形成はあわせて五つの段階を経ているというが、本稿で三期に分ける理由については、拙稿「山鹿素行の忠誠論について」（『中国哲学』第三十九号、二〇一一、一〇九頁～一三八頁）を参照されたい。簡単に言えば、各時期の著作内容に基づいて三期とした。
- ² 『日本書紀』巻第二十七天智天皇十年（六七一）の条では、「大山下を以て、達率谷那晋首。兵法に閑へり。木素貴子。兵法に閑へり。憶禮福留。兵法に閑へり。答〔火本〕春初。兵法に閑へり」と述べている。百済人の軍師は兵法に精通しているので、大山下の位を授けられたという。
- ³ 継体天皇二十一年（五二七）の条では、「近江毛野臣率衆六万。欲往任那、為復興建新羅所破南加羅。喙已吞、而合任那。於是筑紫国造磐井陰謀叛逆。猶予経年。恐事難成、恒伺間隙。新羅知是。密行貨賂于磐井所。而勸防遏毛野臣軍。於是磐井掩捩火・豊二国。勿使修職。外逢海路、誘致高麗・百済・新羅・任那等国年貢戰船。内遮遣任那毛野臣軍。」と記載している。筑紫君磐井とは、古墳時代末の

九州の豪族である。

- 4 ここで一つの問題点がある。もし『孫子』が五二七年以前既に日本に存在したならば、なぜ二百年間以上の隔たりを越え、七六〇年に至るまで天皇が遣唐使を派遣し、正式に『孫子』を学ぼうとしたのか。これについてより詳しい史料を発見していないが、歴史的に推測すると、以下の理由が挙げられる。其の一、中国における『孫子』研究史について、于汝波主編『孫子兵法研究史』（軍事科学出版社、二〇〇一）に拠れば、魏晉南北朝（一八四～五八九）は『孫子』の早期注解の時期、隋唐帝国（五八九～九〇七）は『孫子』注釈の隆盛期であり、隋の『蕭吉注孫子』、唐の『李筌注孫子』、『賈林注孫子』などが挙げられる。盛唐に留学生を派遣したのは必然である。其の二、日本で道教、仏教が流行していたこと。『続日本紀』の中で遣唐使に関する記事には、僧侶を記録する数が多い。しかし、日本国内では、磐井の乱（五二七～五二八）、丁未の乱（五八七）、白村江の戦い（六六三）、壬申の乱（六七二）、藤原広嗣の乱（七四〇）などを経て、軍事知識の要請が増えている。特に安史の乱（七五五）が起り、日本側は警備のため、天平宝字二年（七五八）十二月、吉備真備は警戒態勢の強化の勅命を受けたという記事が『続日本紀』に見える。したがって在唐経験を持っている吉備真備を大宰府に派遣した。
- 5 李零『孫子古本研究』（北京大学出版社、一九九五）に拠る。二系統の『孫子』の異同は『孫子古本研究』において明らかにされている。
- 6 「古文孫子」について、佐藤堅司『孫子の思想史的研究——主として日本の立場から』（風間書房、一九六二）を参照されたい。
- 7 例えば、古文『孫子』「攻篇第三」の「此攻之災也」の一句に対して、「今文無也字」と校正されたが、『魏武帝注孫子』（『孫子古本研究』所収）は同じ「此攻之災也」である。他にも何箇所か誤りがあるので、「古文孫子」の真偽ははっきりしていない。
- 8 『孫子外伝』の執筆年代は不明のため、北条氏長の弟子である山鹿素行が「古文孫子」を見たかどうかははっきりしない。
- 9 例えば『孫子諺義』行軍篇に、「或は云はく、～と云ふの義也。此の義も亦通ず」（二七一頁）、「或は云はく、～を云へり。此の説も亦通ず」（二九〇頁）と述べている。
- 10 『孫子』に関する注釈書については、『孫子諺義』自序や『武備志』を参照されたい。
- 11 例えば劉寅は明代の兵部侍郎である。
- 12 野口武彦『江戸の兵学思想』（中央公論社、一九九一）では、『孫子』の江戸兵学における思想史的位置を論じ、次のように述べている。「問題の焦点にしているのは、『孫子』「始計」篇第一にある「兵者詭道也（兵は詭道なり）」という有名な文言である。正々堂々たる「王道の師」には詭詐があるべきはずはない。また、あつてはならない。しかるに孫武は「詭道」の一言をもって「兵」のエッセンスとする。……要するに、江戸時代の兵学思想家たちはまず、当の兵学に向けられた儒学的偏見に対してたたかわなければならなかったのである。これはまさしく一種の思想闘争であつた。」（二二頁）
- 13 素行が言う「為盗有道」を「盗賊でも盗賊の道義あり」と理解してよかろう。この「道」は盗人の踏むべき道の意味である。
- 14 素行は『武教小学』序において、「士は君の禄を食み、民の長として、而して其の形、其の行、其の知正しからざるときは、則ち天の賊民なり」（『全集』第一巻、四八二頁）と述べている。
- 15 「士法三本」とは、武士としての三つの根本、即ち謀略・知略・計策を指す。謀略とは、「孫子曰経之以五事云々」、知略とは、「孫子曰校之以七計云々」、計策とは、「孫子曰兵者詭道也云々」、と素行は『武教全書』巻之一上（石岡久夫編『山鹿流兵法』、人物往来社、一九六七、六二頁）において詳しく説明している。「五事」とは、「道、天、地、將、法」、「七計」とは、「主孰有道、將孰有能、天地孰得、法令執行、兵衆孰強、士卒孰練、賞罰孰明」ということである。

- ¹⁶ 素行の華夷論については、前田勉「山鹿素行『中朝事実』における華夷観念」（『愛知教育大学研究報告』人文・社会科学編，四七頁～五四頁，二〇一〇）を参照されたい。
- ¹⁷ 黄俊傑「論中国經典中『中国』概念的涵義及其在近世日本與現代台灣的轉化」（『台湾東亜文明研究学刊』第三卷第二期（総第六期），二〇〇六）を参照されたい。
- ¹⁸ 『日本思想大系月報』（第三十二卷山鹿素行）に岩間一雄「素行と漢籍」が掲載される。それに拠れば、『山鹿語類』に四書五経をはじめ，諸子，史書，宋明の諸儒，その他雑多な書物を素行が引用し，ほぼ著作ごとに漢籍を引用することが分かる。
- ¹⁹ 堀勇雄『（人物再検討叢書）山鹿素行』（下巻）（東京白揚社，一九三八）において，素行の華夷論を次のように批判している。「素行は古を究めて今を知り，異朝を明にして日本を知ることを学問の本領としたが，彼が見た日本の古代とは『日本書記』其他の記載を其^{そのまま}倂信することであり，異朝の批判も中国の歴史的社會並に当時の中国社会の現實を正しく認識した上でなされたのではなく，単なる排外自尊でしかなかった。」（一八五頁）